

固定資産の評価における審査申出制度等のフローチャート

地方税法第 417 条の規定により、価格等の台帳登録の公示日以降に、新たに価格を決定又は修正した場合、その通知を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内が審査申出期間となります。

土地及び家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧

毎年 4 月 1 日から最初の納期限の日までの間

市長への審査請求(賦課処分、価格以外の一定の台帳登録事項) (納税者)

納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内

裁決 (市長)

申立書を受理した日から30日以内に裁決

裁判所への取消の訴え (納税者)

審査請求に対する裁決に不服がある者は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、その処分の取消の訴えを提起することができます。

価格等の決定 (市長)

毎年 3 月 31 日までに決定

固定資産課税台帳への登録 (市長)

価格決定後直ちに台帳に登録

台帳登録の公示 (市長)

納税通知書の送付 (市長)

固定資産評価審査委員会への審査申出 (※価格のみ)(納税者)

台帳登録の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3ヶ月までの間

審査の決定 (審査委員会)

申出を受けた日から 30 日以内に審査決定

裁判所への取消の訴え (納税者)

審査委員会の決定に不服がある者は、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、その処分の取消の訴えを提起することができます。

